

中野区バリアフリー基本構想 (改定案)

令和 8 年 1 月

はじめに

これまで中野区は、平成27年(2015年)4月に策定した「中野区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「重点整備地区」を中心とし駅や道路、公園、建築物等の公共施設のバリアフリー化を推進してきました。

また、区では、「つながる はじまる なかの」を中野のまちの将来像として中野に住むすべての人々や、中野のまちで働き、学び、活動する人々にとって、平和でより豊かな暮らしを実現するための共通目標である「中野区基本構想」を策定し、この将来像の実現に向けて区が取り組む基本的な方向性を「中野区基本計画」にて示しています。

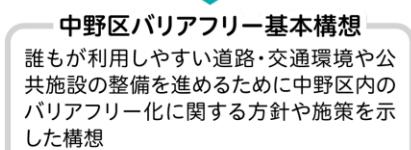
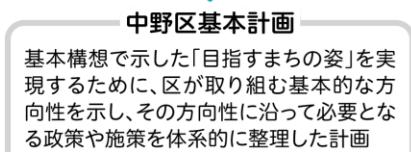
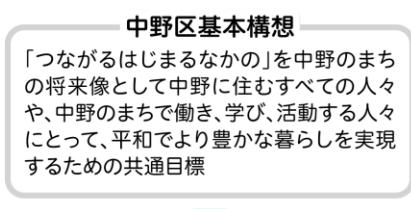
バリアフリー化の取組は、この「中野区基本計画」における「歩きたくなるまちづくりの推進」を実現するための取組の一つでもあります。

一方、「中野区バリアフリー基本構想」の策定以降、高齢化の更なる進展や、バリアフリー法の改正等、バリアフリーを取り巻く環境にも変化が生じています。

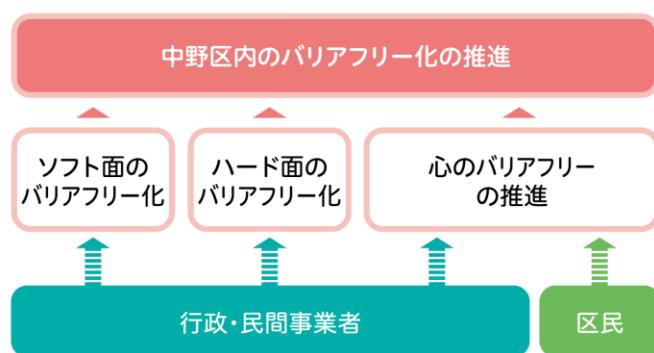
このたび、区ではこれまでのバリアフリー化の取組を見直し、社会状況の変化や法改正等を踏まえた構想へ改定します。今後の更なる区内のバリアフリー化の推進に向けて、本構想で示すバリアフリー化の方針や施策に基づき、誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備等を東京都や交通管理者、公共交通事業者等の関係事業者とともに進めています。

また、誰もが安全で快適に暮らすことができる環境を作るためには、施設のバリアフリー化のみならず、お互いの気持ちに寄り添い、協力し合う「心のバリアフリー」が重要となります。本構想の改定では、この「心のバリアフリー」を普及・啓発する取組の位置づけを行います。今後も引き続き、区民、関係者、関係団体の皆さまのご理解とご協力のもと、バリアフリー化の取組を推進してまいります。

【上位計画との関係】



【協働で推進する中野区内のバリアフリー化】



目次

第1章 中野区バリアフリー基本構想の改定	1
1-1 改定の背景・目的	1
1-2 位置づけと計画期間	3
第2章 バリアフリーに関する現状と課題	5
2-1 中野区の人口等	5
2-2 バリアフリーに関連する法令等の動向	8
2-3 旧構想における特定事業の実施状況	11
2-4 バリアフリーに関する区民意見	14
第3章 バリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)	17
3-1 本構想で示すバリアフリー化の方針と施策	17
3-2 区全体のバリアフリー化の基本方針	18
3-3 移動等円滑化促進地区の選定	19
3-4 移動等円滑化促進方針(分野別のバリアフリー化の方針)	36
第4章 バリアフリー化の施策	42
4-1 重点整備地区の選定	42
4-2 特定事業等の設定	51
4-3 地区ごとの特定事業	60
4-4 利用者視点のバリアフリー化の検討	83
第5章 中野区バリアフリー基本構想の推進に向けた 今後の取組	86
5-1 届出制度による計画の調整	86
5-2 特定事業の推進と進捗管理	88
5-3 中野区バリアフリー基本構想の評価・見直し	89

資料編 90

資料 1 検討経緯.....	90
資料 2 中野区バリアフリー基本構想改定協議会委員名簿.....	91
資料 3 区民アンケート調査.....	93
資料 4 団体ヒアリング	103
資料 5 まち歩き点検	106
資料 6 用語解説	116

○用語の説明について

本構想の本文中で「*」印を右上に付した語句は、巻末の「用語解説」において説明をしています。

○「障害」の表記について

「障害」の表記については、「障害」のほか「障碍」や「障がい」等も使われていますが本構想では、「障害」が法律や制度等の名称において使われており、また、広く普及している現状を踏まえ、「障害」と表記します。

○本構想に使用している地形図について

本構想に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものです。(承認番号:7都市基交測第130号)

また、地図の背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号:MMT利許第07号-114号)